

天井クレーン等を設置している 事業場のみなさまへ

(公社)神奈川労務安全衛生協会
厚木支部

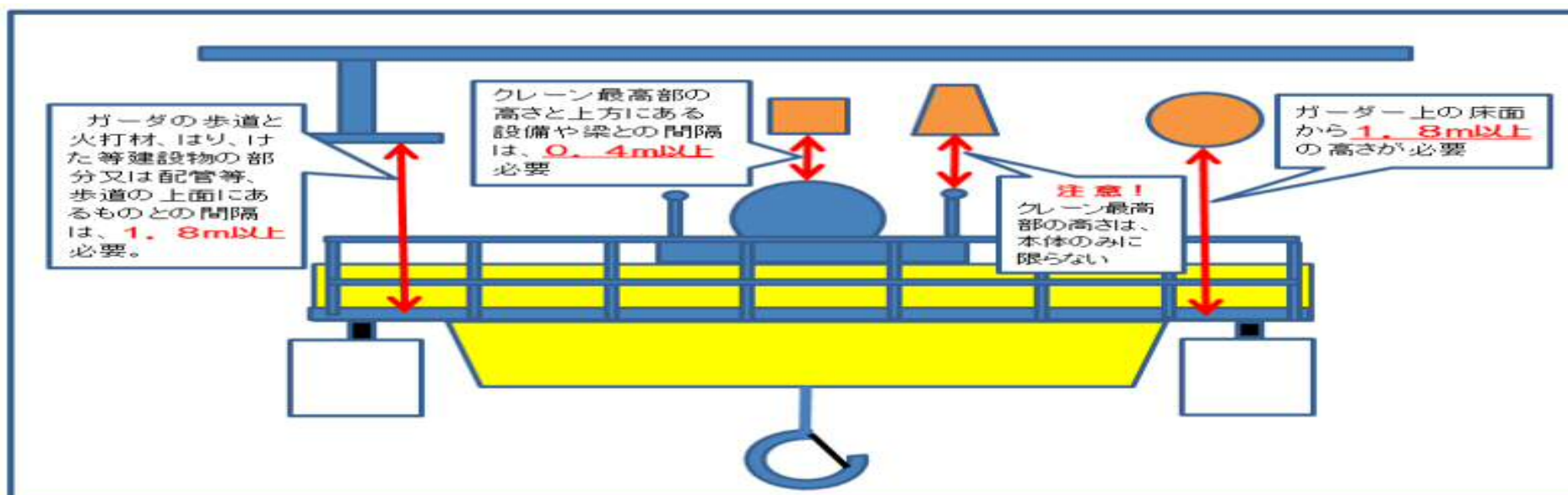
●天井クレーンのガータ上で点検作業中にクレーンガータの歩道の手すりと建物の梁との間に挟まれた死亡事故が発生しました。

天井クレーン等を設置している事業所のみなさまには以下の内容を実施してください。

- ・定期自主検査時等に、クレーン等安全規則第13条で定められている法定間隔が確保されていることを確認後作業を行ってください。
※近年、建物内部の改造や天井付近に設置されている電気設備及び配管レイアウト等の変更等により法定間隔が確保されていない状況が見受けられます。

※すべて法律違反として性能検査の際に不合格とされた事案も報告されています。
次頁に法定間隔の略図があります。

クレーン設置の法定間隔(略図)



【クレーンに関する経過措置】

次の走行クレーンについて、第13条の規定は適用しません。

- ① 昭和37年11月1日において建設物の内部に設置されていた走行クレーン
- ② 昭和37年11月1日において設置の工事が行われていた走行クレーン
- ② 昭和37年11月1日において存していた建設物の内部のランウェイに設置される走行クレーン他

- ※ 性能検査では、上記における法定間隔が無い場合「**不合格**」となり、有効期間満了日までに是正できない場合は、所轄労働基準監督署に「**休止報告**」を提出いただくこととなります。
- ※ 「**休止報告**」を所轄労働基準監督署に提出された場合は、その後、労働基準監督署による「**使用再開検査**」を受検し、**合格**してから使用可能となります。
- ※ 性能検査での指摘事項に対し、有効期間満了日までに何ら是正措置を講じず、「**休止報告**」の提出も行わない場合は、**有効期間切れ**となり**廃止**となりますので、ご注意ください。
- ※ 是正が困難な場合には、お早めに所轄労働基準監督署へご相談ください。